

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 貸出会議室・カフェのご利用について  
(新型コロナウイルス感染症防止対策関連)【令和3年9月30日更新】

**貸出会議室の一部利用休止について**

貸出会議室の一部については、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場として使用するため、令和3年2月15日(月曜日)以降の貸出利用を休止しています。

1. 休止期間

令和3年2月15日(月曜日)から当面の間

※休止期間については住民接種事業の進捗状況を踏まえ、わかり次第お知らせします。

2. 休止する会議室

区民活動支援会議室 1-1・1-2

研修室 A・B・C

※区民活動支援会議室2(2階)、介護実習室、調理実習室については、引き続き貸出利用できますが、住民接種事業の進捗状況等により、休止する場合があります。

※本件休止に伴う利用予約の取消については、キャンセル料は発生しません。また、お支払い済みの使用料は還付します。

**貸出会議室の利用制限等について【更新】**

1. 利用時間・人数の制限(緊急事態宣言中)

・対象期間

令和3年7月12日(月曜日)から令和3年9月30日(木曜日)まで

・利用可能時間

20時以降の時間帯は利用中止(利用可能な時間枠は19時30分まで)

・利用人数の制限

利用人数を定員の半分以下(50パーセント以下)に制限します。

2. 利用時間・人数の制限(緊急事態宣言解除後)

・対象期間

令和3年10月1日(金曜日)から令和3年10月24日(日曜日)まで

・利用可能時間

21時まで

※夜間利用枠(20時から22時までの時間枠)については、21時までに時間を短縮しての利用のみ可能です。なお、利用時間短縮に伴う使用料の減額(割引)はありませんので、予めご了承の上でご利用ください。

・利用人数の制限

大声を伴うご利用については、利用人数を定員の半分以下(50パーセント以下)に制限します。

※「大声を伴う」とは、大声での歓声・声援・歌唱等が想定される場合をいいます。

3. 飲食利用の中止

上記のいずれの対象期間中も、飲食を伴う利用は終日中止します。ただし、必要な水分補給は可能です。

※利用制限等に伴う利用予約の取消については、キャンセル料は発生しません。また、お支払い済みの使用料は還付します。

## カフェの営業について

カフェ（ふれあいカフェ うめとぴあ）については、感染防止対策を徹底したうえで（席数の削減など）、通常どおり営業を行います。

## 当面の利用上のご注意

### 1. 感染予防対策への協力

ご利用の際には、適切な感染予防対策をお願いします。

（感染予防対策の例）

#### （1）入館時のマスクの持参および着用

※運動目的の利用においては、運動中はマスクを外すことも可能ですが、運動前後や会話時はマスクの着用をお願いいたします。

#### （2）正面入口におけるサーモカメラでの検温

#### （3）入口での手指のアルコール消毒

#### （4）利用者同士の適度な間隔（概ね2 m以上）の確保

#### （5）調理や実習など接触を伴うご利用の場合は、業種別ガイドライン等に即した感染防止策の実施（例：手袋やフェイスシールドの着用等）

### 2. 利用人数の制限等

#### （1）飲食を伴うご利用の場合

上記「貸出会議室の利用制限等について」の対象期間中、飲食を伴うご利用は終日中止とさせていただきます。ただし、必要な水分補給は可能です。

#### （2）飲食を伴わないが大声を伴うご利用の場合

- ・令和3年7月12日（月曜日）から令和3年9月30日（木曜日）まで  
利用内容にかかわらず、利用人数を定員の半分以下とさせていただきます。
- ・令和3年10月1日（金曜日）から令和3年10月24日（日曜日）まで  
大声を伴うご利用は、利用人数を定員の半分以下とさせていただきます。

※「大声を伴う」とは、大声での歓声・声援・歌唱等が想定される場合をいいます。

（定員の半分以下の例）

- ・区民活動支援会議室2 定員33人→利用人数16人以下
- ・実習室（介護実習室） 定員42人→利用人数21人以下

#### （3）飲食や大声を伴わないご利用の場合

- ・令和3年7月12日（月曜日）から令和3年9月30日（木曜日）まで  
利用内容にかかわらず、利用人数を定員の半分以下とさせていただきます。
- ・令和3年10月1日（金曜日）以降  
利用人数は定員までとさせていただきます。

### 3. 感染が疑われる方の制限

次のいずれかに該当する方は、利用をご遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・発熱や風邪の症状のある方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方又は過去14日以内に陽性者と濃厚接触があり、健康観察期間中の方
- ・過去14日以内に、政府から入国制限を受けた方、入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航歴のある方、又はそれらの方やそれらの国等の在住者と濃厚接触があった方

#### 4. 他施設のご利用

貸出会議室とカフェ以外の施設（保健センター等）においても、事業を一部休止又は利用制限等を行っている場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

#### 5. 今後の予定

国や東京都などの新型コロナウイルス対策の状況によっては、利用制限の延長又は変更等を行う場合があります。その場合には当施設ホームページにおいてお知らせいたしますので、随時ご確認をお願いいたします。

#### 貸出会議室・カフェについてのお問合せ先

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 運営管理室

電話番号 03-6379-4301

ファクシミリ番号 03-6379-4305

（指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）

※ご注意：上記はワクチン住民接種事業についての問合せ先ではありません。ワクチン住民接種事業については、下記へお問い合わせください。

#### ワクチン住民接種事業についてのお問合せ先

##### ●ワクチン接種の予約・予約の取り直し・その他の問合せ

##### 世田谷区新型コロナワクチンコール

※ご注意：令和3年7月1日からフリーダイヤルに変更となりました。

電話 0120-136-652（フリーダイヤル・通話料無料）

##### ●ワクチン接種の予約のキャンセル（取り直し）

##### 世田谷区新型コロナワクチン予約キャンセル専用ダイヤル

※ご注意：予約の取り直しはこちらの番号では受け付けていません。

電話 0120-513-260（フリーダイヤル・通話料無料）

##### ●聴覚に障害がある方のワクチン接種の予約・その他の問合せ

ファクシミリ 03-5687-2020